

貨物エリアに面する開口に関する統一解釈に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 N 編, S 編及び R 編

改正事項

貨物エリアに面する開口に関する統一解釈に関する事項

改正理由

SOLAS 条約第 II-2 章, IGC コード及び IBC コードにおいては, それぞれ貨物エリアに面する開口の配置に関する規定を定めている。しかしながら, 船舶の設計上, 船楼又は甲板室に設ける開口についてこれらの規定を満足することが困難な場合もあることから, IMO において代替の配置を認めることについて議論が行われてきた。

その結果, 2013 年 6 月開催の IMO 第 92 回海上安全委員会 (MSC92) において, SOLAS 条約第 II-2 章, IGC コード及び IBC コードに規定される貨物エリアに面する開口の配置に関する統一解釈が承認され, MSC.1/Circ.1459 として回章されている。

今般, MSC.1/Circ.1459 に基づき, 関連規定を改めた。

改正内容

貨物エリアに面する開口の配置に関する規定を改めた。